

教職課程委員会とその取組

本学における全学的に教職課程を実施する組織として教職課程委員会が設置され、全学の教職課程運営の中核組織として機能しています。その構成者である教職課程委員は、教育の基礎的理解に関する科目等を担当する専任教員、教科及び教科の指導法に関する科目を担当する専任教員から若干名、学務部長であり、各学科から2～3名の教員が選出されています。

教職課程委員会は、おおむね月1回の割合で開かれ、合議によって教職課程業務を掌るとともに、教職課程の全学的な教育課程編成に関する事項や教職課程の運営及び学習指導に関する事項、教職課程の自己点検・評価に関する事項等を所管し、個々の業務を担当する教員が綿密な学生指導を行えるようにしています。

本学の教職課程では、学年担当制が確立しており、教職課程委員のうち、中学校・高等学校保健体育科の免許状の取得をめざす学生の指導と中学校社会科、高等学校地理歴史科及び公民科の免許状の取得をめざす学生の指導を分担して担っています。これらの教員が4年間にわたって同一学年を担当することによって、教員と学生との間に緊密なつながりが生まれ、責任ある指導と自律的な活動の両立が図られています。

他方、学年を担当しない委員は、学科の教職課程を履修する学生の相談や支援、学科の履修条件の整備を行うとともに、学年担当教員と協力して、全学科の学生が地域の学校において教育実習や学校体験活動を行えるように、教育委員会や学校との連携業務を担っています。

また、教職課程の運営は、全学及び学部レベルの教務と緊密に連携する必要があるため、教職課程委員会の委員長を務める教職課程主任が全学教務委員会に加わり、教職課程委員の半数が学部の教務委員を兼ねています。このような委員配置により、全学教務委員会及び学部教務委員会との有機的な連携の下で、教職課程のカリキュラムや時間割の編成についても、教職課程委員会が責任をもって行っています。

さらに、教職課程の設置が学科単位で認可されている趣旨からして、教職課程運営を効果的に進めていくためには、各学科の専任教員全員の理解と協力が不可欠です。

たとえば、本学では、教育実習を行う学生のFA（ファカルティ・アドバイザー）でもあるゼミの専任教員が教育実習校訪問を担当する体制が整っています。開学以来、教育実習校訪問は、教育実習校との意見交換を行って教育実習の在り方を改善していくためにも、また、教育実習の事後指導を適切に行っていくためにも重要であるとの認識に基づいて、全教育実習校訪問が実践されてきました。このようなところにも本学の教育理念である「愛情教育」の実践的な姿が現われていると言えるでしょう。